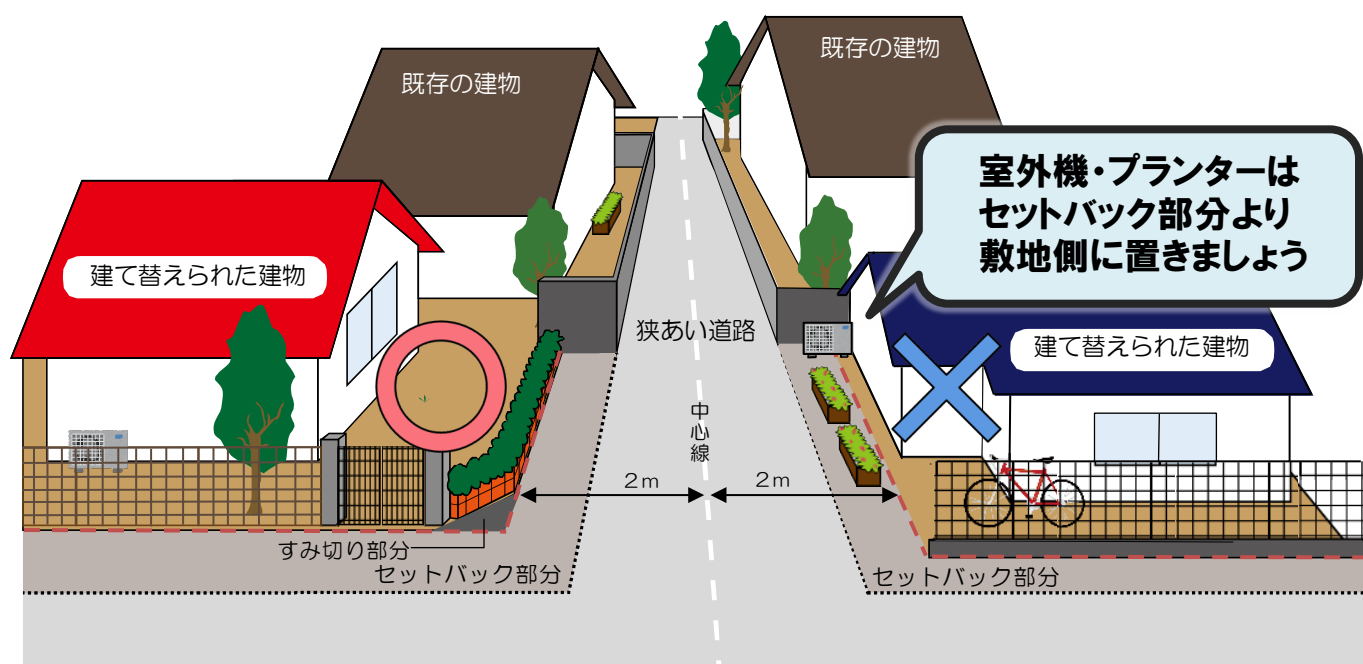


横浜市建築局からのお願い

安全で良好な住環境と円滑な消防・救急活動のために

## 狭あい道路のセットバック部分には 自動車・自転車・室外機・プランターなどを 置かないようご協力をお願いします



狭あい道路とは幅員4m未満の狭い道路です。建築基準法では道路の中心から2mを道路とみなして後退する必要があります。

日頃より市政へご理解、ご協力いただきありがとうございます。

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例では、補助金等の交付を受けて整備を行ったセットバック部分及びすみ切り部分について、**支障物の設置及び形状の変更を禁止**しています。（裏面参照）

横浜市では、条例に基づく補助事業をご活用され整備していただいた方の敷地を対象にパトロールを行っています。

このたび当該地は、**セットバック部分に( )が置かれていることを確認しました。**つきましては、歩行者の通行等の障害にならないよう、速やかに移動していただきますようお願いいたします。



【お問合せ先】

横浜市建築局建築防災課（狭あい道路担当）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の10 25階

電話：045-671-4544 メール：kc-kyoai@city.yokohama.jp

裏面あり

## 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例について

### 【狭あい道路拡幅整備事業】

横浜市では特に拡幅が必要な道路を「整備促進路線」に指定しています。整備促進路線に接する敷地では、後退整備について市と協議し、整備費用の一部に助成等を行う「狭あい道路拡幅整備事業」に取り組んでいます。

「狭あい道路拡幅整備事業」では、道路の中心から2mの範囲にある支障物の除去や移設費用の助成、舗装費用の助成、市による舗装工事を行っています。

### 【禁止事項】

- ・助成を受けて拡幅整備を行った場所では、後退用地に支障物を設置することや、後退用地の形を変えることが禁止となります。
- ・これらに違反すると、市から指導・勧告を受ける場合があります。
- ・後退用地の形状を変更すると、市から工事費用の返還を請求される場合があります。

### 【支障物の例】

- ・緊急車両の通行の支障となるような、容易に動かすことができないもの
  - (1) 自動車、原動機付自転車
  - (2) 花壇・樹木・生け垣・垣根
  - (3) 鉄柱・車止めブロック・駐輪設備
  - (4) 自動販売機
  - (5) 大型ゴミ収納庫・ベンチ・パーゴラなど